

参考資料

令和 2 年第 1 回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

堺市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その2)

議案第 11 号 堺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 12 号 堺市事務分掌条例の一部を改正する条例	3
議案第 13 号 堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例	5
議案第 14 号 堺市議會議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部を改正する条例	7
議案第 15 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第 16 号 堺市市税条例の一部を改正する条例	11
議案第 17 号 堺市印鑑条例の一部を改正する条例	15
議案第 18 号 堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	17
議案第 19 号 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を 改正する条例	19
議案第 20 号 堺市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	21
議案第 21 号 堺市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	35

議案第 22 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例 39

議案第 23 号 堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を
改正する条例 41

議案第 24 号 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例 43

議案第 26 号 堺市営住宅条例及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例の一部を
改正する条例 47

議案第 27 号 堺市公園条例の一部を改正する条例 57

議案第 28 号 堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例 59

議案第 31 号 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例 61

(付議案件綴及び同説明資料綴 その5)

議案第 55 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例 65

議案第 57 号 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例 77

<議案第 11 号 堺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
目次	目次
第1章 総則（第1条・第2条）	第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）	第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）
第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）	第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）
第4章 災害援護資金の貸付け（第12条— <u>第15条</u> ）	第4章 災害援護資金の貸付け（第12条— <u>第16条</u> ）
第5章 雜則（ <u>第16条</u> ）	第5章 雜則（ <u>第17条・第18条</u> ）
附則	附則
（災害弔慰金を支給する遺族）	（災害弔慰金を支給する遺族）
第4条 （略）	第4条 （略）
2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、 実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、 実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、 <u>実父母を後に</u> <u>する。</u>	2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、 実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、 実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、 <u>父母の実父母を後に</u> <u>する。</u>
3・4 （略）	3・4 （略）
（災害援護資金の限度額等）	（災害援護資金の限度額等）
第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの <u>貸付け</u> 限度額 は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の 各号に掲げるとおりとする。	第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの <u>貸付</u> 限度額 は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の 各号に掲げるとおりとする。
（1）・（2） （略）	（1）・（2） （略）

2・3 (略)
(償還等)
第16条 (略)
2 (略)
3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。
第5章 雜則

(委任)
第17条 (略)

2・3 (略)
(償還等)
第16条 (略)
2 (略)
3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。
第5章 雜則
(堺市災害弔慰金等支給審査委員会)
第17条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、堺市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2 委員会は、委員5人以内で組織する。
3 委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。
(委任)
第18条 (略)

<議案第 12 号 堺市事務分掌条例の一部を改正する条例>

堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(局等の設置及び分掌事務)	(局等の設置及び分掌事務)
第1条 (略)	第1条 (略)
市長公室	市長公室
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
<u>(5) 泉北ニュータウン地域の再生に関する事項</u>	
危機管理室 (略)	危機管理室 (略)
	<u>ICTイノベーション推進室</u>
	(1) <u>ICTの活用に関する事項</u>
総務局	総務局
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 市長公室、危機管理室及び他の局の所管に属しない事項	(3) 市長公室、危機管理室、 <u>ICTイノベーション推進室</u> 及び他の局の所管に属しない事項
財政局～建築都市局 (略)	財政局～建築都市局 (略)
建設局	建設局
(1) (略)	(1) (略)
<u>(2) 用地取得に関する事項</u>	<u>(2) 泉北ニュータウン地域の再生に関する事項</u>
(3) 公園及び緑政に関する事項	(3) 用地取得に関する事項
	(4) 公園及び緑政に関する事項

<議案第 13 号 堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例>

堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年条例第 36 号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
開票管理者 開票立会人	(略)	開票管理者 開票立会人	(略)
【新設】		戦略アドバイザー	ア 日額 55,000 円を超えない範囲 内において、任命権者が市長の承認を得て定める額
顧問	(略)		イ 月額 440,000 円を超えない範囲内において、任命権者が市長の承認を得て定める額
(略)		顧問	(略)
		(略)	

<議案第 14 号 堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 新設</u></p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の 例により実施機関が市長と協議して定める額</u></p>
<p>(期間の計算)</p> <p>第22条 この条例又はこの条例に基づく規則に規定する期間の計算について、民法の期間の計算に関する規定を準用する。</p>	<p>(期間の計算)</p> <p>第22条 この条例又はこの条例に基づく規則に規定する期間の計算について、民法（明治29年法律第89号）の期間の計算に関する規定を準用する。</p>

<議案第 15 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第2条、第3条、第4条関係）				別表（第2条、第3条、第4条関係）			
1 市長の附属機関				1 市長の附属機関			
附属機関	担任事務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担任事務	委員の定数	委員の任期
(略)				(略)			
堺市プロポーザル方式等による設計業務受託者選定委員会	本市が発注する建設工事に関連する設計の委託業務に係る随意契約の締結に当たり、当該業務ごとに行う公募型プロポーザル方式又は公募型設計競技方式による受託者の選定についての審議及び審査に関する事務	業務ごとに1人以内	委嘱され、又は任命された日から受託者が選定される日まで	堺市プロポーザル方式等による設計業務等受託者選定委員会	本市が発注する建設工事に関連する設計の委託業務（同時に建設工事を請け負わせる場合については、建設工事の請負及び当該建設工事に関連する設計の委託業務とする。）に係る随意契約の締結に当たり、当該業務ごとに行う公募型プロポーザル方式又は公募型設計競技方式による受託者の選定についての審議及び審査に関する事務	業務ごとに1人以内	委嘱され、又は任命された日から受託者が選定される日まで
(略)				(略)			

さかいNPO	さかいNPO協働大賞の受	5人以内	2年
協働大賞選考委員会	賞候補者の選考についての審議及び審査に関する事務		
(略)			
2・3 (略)			

2・3 (略)

<議案第 16 号 堺市市税条例の一部を改正する条例>

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>第9条 削除</u> <u>(平11条例32)</u>	<u>(法人の市民税の課税免除)</u> <u>第9条</u> 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、法人の市民税を課さない。ただし、収益事業を行う場合は、この限りでない。 (1) 公益社団法人及び公益財団法人 (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 (4) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第47条第2項の管理組合法人及び同法第66条の団地管理組合法人
（寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定手続）	（寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定手続）
第17条の2 前条第2項第3号の寄附金の指定（以下この条において「寄附金の指定」という。）を受けようとする法人又は団体（以下の条において「法人等」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第2項の申請書を市長に提出した法人等については、申請がないときであっても、申請があったものとみなすことができる。	第17条の2 前条第2項第3号の寄附金の指定（以下この条において「寄附金の指定」という。）を受けようとする法人又は団体（以下の条において「法人等」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、特定非営利活動促進法第44条第2項の申請書を市長に提出した法人等については、申請がないときであっても、申請があったものとみなすことができる。
2～6 （略）	2～6 （略）
（市民税の減免）	（市民税の減免）

第29条 (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち公益上必要があると認める者については、当該各号に定めるところにより、市民税を減免する。ただし、収益事業を行う場合は、この限りでない。

(1) 公益社団法人及び公益財団法人 免除

(2) 削除

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 免除

(4) 削除

(5) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 免除

(6) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第47条第2項の管理組合法人及び同法第66条の団地管理組合法人 免除

3 第1項第7号の場合において、不慮の災害により被害を受けた日が翌年の1月1日から3月31日までの間であるときは、同項の規定にかかわらず、当該災害の日の属する年度の翌年度分に係る納付額を減免することができる。

4 1の納稅義務者が第1項各号及び前項に規定する減免事由の2以上に該当するときは、そのうち最も有利な減免の割合を適用する。

5 市長は、第1項又は第2項に定めるもののほか、これらの規定との均衡上又は公益上特別の事情があると認める者に対しては、市民税を減免することができる。

(1)～(3) (略)

(市民税の減免に関する申請等)

第30条 前条第1項、第2項又は第5項の規定により市民税の減免を

第29条 (略)

※削る

2 前項第7号の場合において、不慮の災害により被害を受けた日が翌年の1月1日から3月31日までの間であるときは、同項の規定にかかわらず、当該災害の日の属する年度の翌年度分に係る納付額を減免することができる。

3 1の納稅義務者が第1項各号及び前項に規定する減免事由の2以上に該当するときは、そのうち最も有利な減免の割合を適用する。

4 市長は、第1項に定めるもののほか、同項との均衡上又は公益上特別の事情があると認める者に対しては、市民税を減免することができる。

(1)～(3) (略)

(市民税の減免に関する申請等)

第30条 前条第1項又は第4項の規定により市民税の減免を受けよう

受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した減免申請書に、減免を受けようとする事由に係る事実を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項第1号及び同項第10号の規定を適用する場合は、市長は、申請がないときであっても、申請があったものとみなすことができる。

(1) (略)

(2) 賦課年度及び納期の別又は法第312条第3項第4号に規定する期間及び納期限

(3)～(4) (略)

2 前条第5項の規定の適用を受けようとする者が前項の申請をする場合は、同項第3号の事由の記載において、他の減免に関する規定との均衡上又は公益上特別の事情があるため市民税の減免を受けることが相当である理由を明らかにしなければならない。

3～5 (略)

附 則

とする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した減免申請書に、減免を受けようとする事由に係る事実を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項第1号及び同項第10号の規定を適用する場合は、市長は、申請がないときであっても、申請があったものとみなすことができる。

(1) (略)

(2) 賦課年度及び納期の別

(3)～(4) (略)

2 前条第4項の規定の適用を受けようとする者が前項の申請をする場合は、同項第3号の事由の記載において、他の減免に関する規定との均衡上又は公益上特別の事情があるため市民税の減免を受けることが相当である理由を明らかにしなければならない。

3～5 (略)

附 則

(個人の市民税の減免の特例)

第17条の2 令和2年度分の個人の市民税に係る第29条第1項の規定の適用については、同項第2号中「年（以下この項において「賦課期日の属する年」という。）中の合計所得金額」とあるのは、「年中の所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日において適用されていた法の規定の例により算定された合計所得金額（以下この項において「賦課期日の属する年中の合計所得金額」という。）」とする。

＜議案第 17 号 堺市印鑑条例の一部を改正する条例＞

堺市印鑑条例（昭和 62 年条例第 20 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(登録の資格)	(登録の資格)
第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）により本市の住民基本台帳に記録されている者とする。	第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）により本市の住民基本台帳に記録されている者とする。
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。	2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。
(1) 略	(1) 略
(2) 成年被後見人	(2) 意思能力を有しない者
(登録の消除)	(登録の消除)
第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録を消除しなければならない。	第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録を消除しなければならない。
(1) 略	(1) 略
(2) 印鑑登録者が第2条に規定する登録資格を失ったとき。	(2) 印鑑登録者が第2条第1項に規定する登録資格を失ったとき。
(3)～(4) 略	(3)～(4) 略
(5) 略	(5) 印鑑登録者が成年被後見人となったとき。 (6) 略 (成年被後見人に係る手続)

第11条の2 成年被後見人が、次に掲げる申請等の手続を行う場合においては、その者に係る成年後見人が同行し、かつ、当該成年被後見人自らが直接当該申請等の手続を行わなければならない。

- (1) 第3条本文の規定による印鑑の登録申請
- (2) 第4条第2項の規定による回答書の提出
- (3) 第9条第1項の規定による印鑑の登録廃止の届出

＜議案第 18 号 堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例＞

堺市特定非営利活動促進法施行条例（平成 24 年条例第 2 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○堺市特定非営利活動促進法施行条例</p> <p>平成 24 年 3 月 23 日</p> <p>条例第 2 号</p> <p>第 1 条～第 17 条 略</p> <p>(電子情報処理組織による提出)</p> <p>第 18 条 法第 74 条の規定により読み替えて適用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせる場合における法第 29 条の規定による提出は、規則で定める方法によらなければならない。</p>	<p>○堺市特定非営利活動促進法施行条例</p> <p>平成 24 年 3 月 23 日</p> <p>条例第 2 号</p> <p>第 1 条～第 17 条 略</p> <p>(電子情報処理組織による提出)</p> <p>第 18 条 法第 74 条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせる場合における法第 29 条の規定による提出は、規則で定める方法によらなければならない。</p>
<p>第 19 条～第 22 条 略</p>	<p>第 19 条～第 22 条 略</p>

<議案第 19 号 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例>

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成 5 年条例第 5 号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第32条関係）				別表（第32条関係）			
種 別	区 分	单 位	手 数 料	種 别	区 分	单 位	手 数 料
(略)				(略)			
動物の死体	収集、運搬及び処分	1回	1,900円 ただし、処分のみの場合には、無料とする。	動物の死体	収集及び運搬	1回	1,900円
(略)				処分			
				1体			
				5,000円 ただし、動物専用炉を用いない処分の場合は、無料とする。			
				(略)			

<議案第 20 号 堺市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例>

堺市食品衛生法施行条例（平成 12 年条例第 22 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）、<u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）</u>及び<u>乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「省令」という。）</u>に定めるもののほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定める。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）及び<u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）</u>に定めるもののほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定める。</p>
<p>（管理運営基準）</p> <p><u>第2条 法第50条第2項の規定により定める営業の施設の公衆衛生上講すべき措置に関する管理運営基準は、危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いる場合にあっては別表第1のとおりとし、危害分析・重要管理点方式を用いない場合にあっては別表第2のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めたときは、同表に規定する基準によらないことができる。</u></p>	<p>（削る）</p>
<p>（手数料）</p> <p>第3条 法第52条の許可を受けようとする者は、<u>別表第3に掲げる手数料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 前項の許可を受けて営業を営む者が、当該営業に係る許可の更新を申請する場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、<u>別表第3に規定する額の80パーセントに相当する額とする。</u></p>	<p>（手数料）</p> <p>第2条 法第52条の許可を受けようとする者は、<u>別表に掲げる手数料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 前項の許可を受けて営業を営む者が、当該営業に係る許可の更新を申請する場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、<u>別表に規定する額の80パーセントに相当する額とする。</u></p>

3 法第51条に規定する営業を出店の都度組み立てる組立式店舗、屋台等で行う場合又は6月を超えない期間の営業申請を行う場合における手数料の額は、別表第3の規定にかかわらず、同表に規定する額の50パーセント（許可の更新を申請する場合にあっては、40パーセント）に相当する額とする。

4・5 (略)

第4条 (略)

第5条 (略)

別表第1 (第2条関係)

危害分析・重要管理点方式を用いる場合の管理運営基準

1 食品取扱施設等における衛生管理

(1) 一般事項

ア 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。

イ 施設、設備、機械及び器具の構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、当該施設、設備、機械及び器具の適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じ手順書を作成すること。この場合において、手順書には、清掃、洗浄又は消毒を行う場所、使用する機械及び器具、作業責任者、具体的な方法、頻度、確認方法その他必要な事項を記載すること。

ウ イの規定により定めた清掃、洗浄及び消毒の方法が適切かつ有効であるかどうかを必要に応じ見直すこと。

エ 施設、設備、人的能力等に応じた食品の取扱い及び適切な受注管理を行うこと。

(2) 施設の衛生管理

ア 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、施設の稼働中は常に衛生上支障のないように維持すること。

イ 食品の製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う場所（以下「作業場」という。）には、不必要的物品等を置かないこと。

ウ 作業場には、食品を取り扱う者（以下「食品取扱者」という。）以外の者を立ち入らせ、又は動物を入れないこと。ただし、食品取扱者以外の者が立ち入ることにより食品、機械、器具等が汚染されるおそれがないこと。

3 法第51条に規定する営業を出店の都度組み立てる組立式店舗、屋台等で行う場合又は6月を超えない期間の営業申請を行う場合における手数料の額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額の50パーセント（許可の更新を申請する場合にあっては、40パーセント）に相当する額とする。

4・5 (略)

第3条 (略)

第4条 (略)

(削る)

い場合は、この限りでない。

- エ 作業場内の壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。
- オ 作業場内の採光、照明及び換気を十分に行い、適切な温度及び湿度を維持すること。
- カ 窓及び出入口は、開放しないこと。やむを得ず開放する場合にあっては、じんあい、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。
- キ 排水溝は、排水がよく行われるように清掃するとともに、廃棄物の流出を防止する措置を講ずること。
- ク 便所は、定期的に清掃及び消毒を行い、常に清潔に保つこと。

(3) 食品取扱設備等の衛生管理

- ア 機械及び器具（清掃用の機械及び器具を含む。以下「機械器具」という。）は、その目的に応じて使用すること。
- イ 機械器具及びその部品は、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。
- ウ 機械器具は、常に点検し、故障、破損等があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備すること。
- エ 機械器具及びその部品の洗浄及び消毒に洗浄剤及び消毒剤（以下「洗浄剤等」という。）を使用する場合は、適正な洗浄剤等を適正な濃度及び方法で使用すること。
- オ 温度計、圧力計、流量計その他の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置は、その機能を定期的に点検し、その結果を記録すること。
- カ ふきん、包丁、まな板、保護防具等は、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒し、乾燥させること。特に、食品に直接触れるものについては、汚染の都度又は作業終了後に、洗浄及び消毒を十分に行うこと。
- キ 洗浄剤等その他化学物質については、使用、保管その他の取扱いに十分注意し、容器に内容物の名称を表示すること等により食品への混入を防止すること。
- ク 施設、設備等の清掃用器材は、使用の都度洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管すること。
- ケ 手洗い設備には、手洗いに適切な石けん、ペーパータオル、消毒剤等を備え、常に使用できる状態にしておくこと。
- コ 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。
- サ 食品の放射線照射業にあっては、1日1回以上化学線量計を用いて線

量を確認し、その結果の記録を2年間保存すること。

(4) 使用水等の衛生管理

- ア 食品取扱施設で使用する水は、食品製造用水（食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品製造用水をいう。以下同じ。）であること。ただし、食品製造用水に混入しないよう防止策を講じた上で、食品及び添加物（以下「食品等」という。）に影響を及ぼさない用途で使用する水は、この限りでない。
- イ 水道水以外の水を使用する場合には、年1回以上水質検査を行い、その成績書を1年間（取り扱う食品等の賞味期限を考慮した流通期間が1年以上である場合にあっては、当該期間）保存すること。ただし、災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。
- ウ イの水質検査の結果、食品製造用水の要件に適合していないことが判明したときは、直ちにその水の使用を中止し、保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。
- エ 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。
- オ 水道水以外の水を使用する場合は、殺菌装置又は浄水装置が正常に作動しているかを定期的に点検し、その結果を記録すること。
- カ 飲食に供し、又は食品等に直接接觸する氷を製造する場合は、食品製造用水から製造するとともに、これを衛生的に取り扱い、及び貯蔵すること。
- キ 使用した水を再利用する場合にあっては、食品等の安全性に影響しないよう必要な処理を行うとともに、その処理工程を適切に管理すること。

(5)ねずみ、昆虫等の対策

- ア 施設及びその周囲においては、ねずみ、昆虫等の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア及び吸排気口に網戸、トラップ、排水溝の蓋等を設置することにより、ねずみ、昆虫等の施設内への侵入を防止すること。
- イ 施設内のねずみ、昆虫等の生息状況を定期的に調査するとともに、その発生を認めたときは、駆除作業を実施し、その実施記録を1年間保存すること。
- ウ 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品等を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。
- エ 食品等、器具及び容器包装は、ねずみ、昆虫等による汚染に対する防止策を講じた上で保管すること。

(6) 廃棄物及び排水の管理

- ア 廃棄物の保管及び廃棄の方法について、手順を定めること。この場合において、その手順を定めた手順書の作成に努めること。
- イ 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別し、汚液又は汚臭が漏れないようになるとともに、常に清潔にしておくこと。
- ウ 廃棄物は、食品等、器具、容器包装に影響を及ぼさない場所で適切に保管すること。
- エ 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう、適切に管理すること。
- オ 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。

(7) 食品衛生責任者等の設置

- ア 営業者（法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならぬ営業者を除く。以下この号において同じ。）は、許可営業の施設及び当該施設以外の食品を製造する施設ごとに専任の食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を、食肉販売施設（政令第35条第11号又は第12号に規定する営業に係る施設をいう。）で自家製ソーセージ（調理する者が、調理する施設において、直接消費者に販売するソーセージをいう。以下同じ。）を調理する施設においては自家製ソーセージの衛生に関する責任者（以下「自家製ソーセージ食品衛生責任者」という。）を、生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であって生食用として販売するものに限る。以下同じ。）を加工し、又は調理する施設においては生食用食肉を取り扱う者（以下「生食用食肉取扱者」という。）を置くとともに、その氏名を市長に届け出ること。
- イ 食品衛生責任者、自家製ソーセージ食品衛生責任者又は生食用食肉取扱者（以下「食品衛生責任者等」という。）になり得る者は、規則で定める。
- ウ 食品衛生責任者等は、市長が行う講習会又は市長が適正と認めた講習会を定期的に受講し、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めること。
- エ 食品衛生責任者等は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。
- オ 食品衛生責任者等は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項について必要な注意を払うとともに、営業者に対し意見を述べるよう努めること。
- カ 営業者は、オの規定による食品衛生責任者等の意見を尊重すること。

(8) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成

法第48条第1項の食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班を編成すること。

(9) 製品説明書及び製造工程一覧図の作成

ア 製品について、原材料等の組成、物理的及び化学的性質、殺菌又は静菌処理、包装、保存性、保管条件、流通方法等の安全性に関する必要な事項並びに想定する使用方法、消費者層等を記載した製品説明書を作成すること。

イ 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。

ウ イの規定により作成した製造工程一覧図については、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、必要な修正を行うこと。

(10) 食品等の取扱い

次の方法により、食品の製造工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

ア 製造工程ごとに、発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質の一覧表（以下「危害要因リスト」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び製品の特性等を考慮し、食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。

イ アで特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を定め、危害要因リストに記載すること。

ウ 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めること。この場合において、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点となるべき箇所は、複数存在する可能性があることに配慮すること。

エ ウの場合において、重要管理点を定めることが技術上困難である等の理由により、重要管理点を定めないとときは、その旨及びその理由を記載した文書を作成すること。

オ 重要管理点の設定に当たっては、定めようとする重要管理点における管理措置が十分な効果を有しない場合は、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置を定めることができるように、製品又は製造工程を見直すこと。

カ 個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を食品衛生上許容できる範囲まで低減し、又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を定めること。この場合において、管理基準は、温度、時間、水分含量、水素イオン濃度、水分活性その他測定できる指標又は外観、食感等の官能的指標であること。

キ 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷を防止するためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度でこれを実施すること。この場合において、モニタリングに関する全ての記録は、モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。

ク モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講すべき措置（以下「改善措置」という。）を、重要管理点において設定し、適切に実施すること。この場合において、当該改善措置には、管理基準が遵守されていないことにより影響を受けた製品の適切な処理の方法を含むものとすること。

ケ 危害分析・重要管理点方式について、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

(11) 管理運営要領の作成

ア 営業者は、施設及び食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、食品取扱者に周知徹底すること。

イ 定期的に施設の衛生状態を確認するための検査を実施することにより、アの管理運営要領の効果を検証し、必要に応じてその内容を見直すこと。

(12) 記録の作成及び保存

ア 第10号ア及びイの規定による危害分析、同号ウ、エ及びオの規定による重要管理点の決定並びに同号カの規定による管理基準の決定について記録を作成し、並びに保存すること。

イ 第10号キのモニタリング、同号クに規定する改善措置及び同号ケの規定による検証について記録を作成し、及び保存すること。

ウ 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品

等に係る原材料の仕入元、製造、加工等の情報、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、及び保存するよう努めること。

エ アからウまでの規定により作成した記録の保存期間は、取り扱う食品等の流通の実態等に応じて合理的な期間を設定すること。

オ 食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所長から要請があった場合には、当該記録を提出すること。

(13) 食品等の回収及び廃棄

ア 販売した食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、健康被害を未然に防止する観点から、問題となった食品等を迅速かつ適切に回収するため、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法、保健所長への報告等の手順を定めること。

イ 回収された食品等は、他の食品等と明確に区別して保管し、保健所長の指示に従って適切に廃棄等の措置を講ずること。

ウ 食品等の回収等を行う際は、消費者への注意喚起等のため、当該回収等に関する公表に努めること。

(14) 食品の保存

集団給食施設、弁当類製造施設その他大量調理施設にあっては、消費者に提供した食品を規則で定める期間及び方法で1食分以上保存すること。

(15) 情報の提供

ア 消費者に対し、販売する食品等についての安全性に関する情報の提供に努めること。

イ 製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者の健康被害（当該食品等に起因し、又は起因すると疑われるものであると医師により診断されたものに限る。）に関する情報及び法の規定に違反する食品等に関する情報について、速やかに保健所長に報告すること。

ウ 消費者等から、製造し、加工し、又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害につながるおそれがあるものを受けた場合は、速やかに保健所長に報告すること。

2 食品取扱者等の衛生管理

(1) 食品取扱者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行うこと。

(2) 保健所長から検便を受けるべき旨の指示があったときには、食品取扱者等に検便を受けさせること。

(3) 食品取扱者が飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったとき、

又はその疾病にかかっていることが疑われる症状を有するときは、その旨を営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者に報告させ、必要に応じて医師の診断を受けさせるとともに、そのおそれがなくなるまでの期間は、食品の取扱作業に従事させないようにすること。

- (4) 食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、その病原体を保有しなくなるまでの間、食品等に直接接触する作業に従事させないこと。
- (5) 食品取扱者は、作業中は衛生的な作業着を着用するとともに、作業場内では専用の履物を使用し、必要に応じて帽子及びマスクを着用すること。
- (6) 食品取扱者は、原料等が直接接触する部分が繊維その他洗浄及び消毒することが困難な材質の手袋を使用しないこと。ただし、技術上やむを得ない場合は、この限りでない。
- (7) 食品取扱者は、常に爪を短く切り、清潔にしておくとともに、作業前、用便後及び生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後は、必ず十分に手指の洗浄及び消毒を行い、使い捨て手袋を使用する場合には、その交換を行うこと。
- (8) 食品取扱者は、作業場においては、所定の場所以外で着替え、喫煙、放たん、飲食等をしないこと。
- (9) 食品等の取扱作業中に、手又は食品等を取り扱う器具等で髪、鼻、口又は耳に触れ、又は覆いをしていない食品等の上でくしゃみ又は咳をしないこと。

3 食品取扱者等に対する衛生教育

- (1) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、食品等の製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう、食品取扱者等に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法、適切な手洗いの方法、健康管理その他の食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。
- (2) 洗浄剤、消毒剤その他化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。
- (3) 教育訓練の効果について定期的に評価し、必要に応じその内容を見直すこと。

4 運搬に係る衛生管理

- (1) 食品等の運搬に用いる車両、コンテナ等は、食品等又はその容器包装を汚染しないもので、容易に洗浄及び消毒ができる構造のものを使用し、常に

- 清潔にするとともに、補修を行うこと等により適切な状態を維持すること。
- (2) 食品と食品以外の貨物を混載する場合は、食品以外の貨物により食品が汚染されることを防止するため、必要に応じ、食品と食品以外の貨物とを区分けすること。
- (3) 運搬中の食品等がじんあい、有毒ガス等に汚染されないよう管理すること。
- (4) 品目が異なる食品又は食品以外の貨物の運搬に使用した車両、コンテナ等を使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じ消毒を行うこと。
- (5) バルク輸送の場合は、必要に応じ、食品専用の車両、コンテナ等を使用すること。この場合において、当該車両、コンテナ等に食品専用であることを明示すること。
- (6) 運搬中の温度及び湿度の管理、所要時間、運搬方法等に注意すること。

5 販売に係る衛生管理

- (1) 販売量を見込んだ仕入れを行うこと等により、適正な販売を行うこと。
- (2) 販売する食品は、直射日光を避け、適切な温度の管理を行うこと等の衛生管理に注意すること。

別表第2（第2条関係）

危害分析・重要管理点方式を用いない場合の管理運営基準

1 食品取扱施設等における衛生管理

- (1) 一般事項
別表第1の第1項第1号に掲げる事項を遵守すること。
- (2) 施設の衛生管理
別表第1の第1項第2号に掲げる事項を遵守すること。
- (3) 食品取扱設備等の衛生管理
別表第1の第1項第3号に掲げる事項を遵守すること。
- (4) ねずみ、昆虫等の対策
別表第1の第1項第5号に掲げる事項を遵守すること。
- (5) 廃棄物及び排水の管理
別表第1の第1項第6号に掲げる事項を遵守すること。
- (6) 食品等の取扱い
ア　原材料の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、

(削る)

品質、鮮度、表示等について点検すること。この場合において、その点検状況の記録に努めること。

イ 原材料として使用する食品は、当該食品に適した状態及び方法で保存し、必要に応じて前処理を行ったのち、加工に供すること。

ウ 冷蔵庫及び冷蔵室内では、相互汚染が生じないよう区画して保存すること。

エ 添加物を使用する場合には、正確に秤量し、適正に使用すること。

オ 食品の調理、製造、保管、運搬、販売等の各過程において、当該食品の特性、消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、包装形態、加熱調理の必要性等に応じて、温度及び時間を適正に管理すること。

カ 食品間の相互汚染を防止するため、次に掲げる事項に配慮すること。

(ア) 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。

(イ) 製造、加工又は調理を行う区画へは、当該区画で作業を行う食品取扱者以外の者が立ち入ることのないようにすること。ただし、当該食品取扱者以外の者の立入りによる食品等の汚染のおそれがない場合は、この限りでない。

(ウ) 製造、加工又は調理を行う区画へ入る際には、必要に応じて、更衣室等を経由し、衛生的な作業着、履物への交換、手洗い等を行うこと。

(エ) 食肉等の未加熱食品を取り扱った設備、機械器具等は、当該食品とは別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。

キ 器具及び容器包装は、製品を汚染又は損傷から保護し、及び適切な表示が行えるものを使用するとともに、再使用が可能な器具又は容器包装は、洗浄し、又は消毒することが容易なものを用いること。

ク 食品等の製造又は加工に当たっては、原材料、製品及び容器包装をロット毎に管理し、記録すること並びに製品毎にその特性、製造又は加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、保存することに努めるとともに、次に掲げる事項を実施すること。

(ア) 原材料及び製品への異物の混入防止のための措置を講じ、必要に応じ検査すること。

(イ) 分割、細切りされた食肉等については、異物の混入がないか否かを確認すること。この場合において、異物が認められたときは、当該異物による汚染の可能性がある部分を廃棄すること。

(ウ) 原材料として使用していないアレルギー物質が製造工程において

混入しないよう措置を講ずること。

- ヶ 原材料及び製品について、規格基準等への適合性を確認するため、自主検査を実施し、その記録を1年間（取り扱う食品等の賞味期限を考慮した流通期間が1年以上の場合は、当該期間）保存すること。
- ｺ 施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

(7) 使用水等の衛生管理

別表第1の第1項第4号に掲げる事項を遵守すること。

(8) 食品衛生責任者等の設置

別表第1の第1項第7号に掲げる事項を遵守すること。

(9) 記録の作成及び保存

ア 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工等の情報、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。

イ 記録の保存期間は、取り扱う食品等の流通実態（消費期限又は賞味期限）等に応じて合理的な期間を設定すること。

ウ 食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所長から要請があった場合には、当該記録を提出すること。

(10) 食品等の回収及び廃棄

別表第1の第1項第13号に掲げる事項を遵守すること。

(11) 管理運営要領の作成

別表第1の第1項第11号に掲げる事項を遵守すること。

(12) 食品の保存

別表第1の第1項第14号に掲げる事項を遵守すること。

(13) 情報の提供

別表第1の第1項第15号に掲げる事項を遵守すること。

2 食品取扱者等の衛生管理

別表第1の第2項各号に掲げる事項を遵守すること。

3 食品取扱者等に対する衛生教育

別表第1の第3項各号に掲げる事項を遵守すること。

4 運搬に係る衛生管理

別表第1の第4項各号に掲げる事項を遵守すること。

5 売り手に係る衛生管理

別表第1の第5項各号に掲げる事項を遵守すること。

別表第3（第3条関係）

1 (1)～(30) (略)

(31) めん類製造業許可申請手数料 1件 14,000円

(32)～(34) (略)

2 (略)

別表（第2条関係）

1 (1)～(30) (略)

(31) 麺類製造業許可申請手数料 1件 14,000円

(32)～(34) (略)

2 (略)



＜議案第 21 号 堺市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例＞

堺市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 17 年条例第 70 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2）（略） （3）特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 107 号） <u>第 2 条</u> に規定する動物をいう。	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2）（略） （3）特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 107 号） <u>第 3 条</u> に規定する動物をいう。
（手数料等） 第 10 条 法、 <u>動物の愛護及び管理に関する法律施行規則</u> （平成 18 年環境省令第 1 号。以下この項において「省令」という。）及びこの条例に基づく事務に関し、 <u>次に</u> 掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。 （1）・（2）（略） （3）法第 26 条第 1 項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料 許可を受けようとする特定動物の種類の数が 1 である	（手数料等） 第 10 条 法、 <u>動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律</u> （令和元年法律第 39 号。以下この項において「令和元年改正法」という。）、 <u>動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令</u> （令和元年政令第 152 号。以下この項において「令和元年改正法経過措置政令」という。）、 <u>動物の愛護及び管理に関する法律施行規則</u> （平成 18 年環境省令第 1 号。以下この項において「省令」という。）及びこの条例に基づく事務に関し、 <u>次の各号に</u> 掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。 （1）・（2）（略） （3）法第 26 条第 1 項（令和元年改正法経過措置政令第 3 条第 3 項において読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく特定動

場合にあっては20,000円、2以上である場合にあっては20,000円に1を超える種類の数に10,000円を乗じて得た額を加算した額

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 省令第15条第6項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付手数料 1件 1,700円

(8) (略)

物の飼養又は保管の許可申請手数料 許可を受けようとする特定動物の種類の数が1である場合にあっては20,000円、2以上である場合にあっては20,000円に1を超える種類の数に10,000円を乗じて得た額を加算した額

(4) 令和元年改正法附則第4条第1項の規定によりなお効力を有することとされる令和元年改正法第1条の規定による改正前の法（第6号及び第9号において「令和元年改正前旧法」という。）第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料
許可を受けようとする特定動物の種類の数が1である場合にあっては20,000円、2以上である場合にあっては20,000円に1を超える種類の数に10,000円を乗じて得た額を加算した額

(5) (略)

(6) 令和元年改正前旧法第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更許可申請手数料 変更許可を受けようとする特定動物の種類の数が1である場合にあっては16,000円、2以上である場合にあっては16,000円に1を超える種類の数に8,000円を乗じて得た額を加算した額

(7) (略)

(8) (略)

(9) 省令第15条第6項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可証（令和元年改正前旧法第26条第1項の規定に基づく許可に係るものを含む。）の再交付手数料 1件 1,700円

(10) (略)

2・3 (略)

(動物愛護管理員の設置)

第11条 法第34条第1項に規定する動物愛護担当職員として、本市に動物愛護管理員を置く。

附 則

1~4 (略)

2・3 (略)

(動物愛護管理員の設置)

第11条 法第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員として、本市に動物愛護管理員を置く。

附 則

1~4 (略)

(令和2年3月2日から同年5月31日までの特例措置)

5 令和2年3月2日から同年5月31日までの間において、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第152号）第3条第1項又は第4項の規定に基づく許可等に係る事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1) 許可申請手数料 許可を受けようとする動物の種類の数が1である場合にあっては20,000円、2以上である場合にあっては20,000円に1を超える種類の数に10,000円を乗じて得た額を加算した額

(2) 変更許可申請手数料 変更許可を受けようとする動物の種類の数が1である場合にあっては16,000円、2以上である場合にあっては16,000円に1を超える種類の数に8,000円を乗じて得た額を加算した額

(3) 許可証の再交付手数料 1件 1,700円

<議案第 22 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例>

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（堺市印鑑条例関係手数料）</p> <p>第6条 堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）第15条の規定に基づく証明に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を申請者から徴収する。</p> <p>印鑑登録証明手数料 1通 250円（端末機による申請に基づく交付にあっては、200円）</p>	<p>（堺市印鑑条例関係手数料）</p> <p>第6条 堺市印鑑条例第15条の規定に基づく証明に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を申請者から徴収する。</p> <p>印鑑登録証明手数料 1通 250円（端末機による申請に基づく交付にあっては、200円）</p>
<p>（毒物及び劇物取締法関係手数料）</p> <p>第26条 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この条において「法」という。）又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この条において「政令」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>(1) 法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録申請手数料 1件 14,700円</p> <p>(2) 法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録更新申請手数料 1件 6,400円</p> <p>(3) 政令第35条の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票書換え交付手数料 1件 2,400円</p>	<p>（毒物及び劇物取締法関係手数料）</p> <p>第26条 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この条において「法」という。）又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この条において「政令」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>(1) 法第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録申請手数料 1件 14,700円</p> <p>(2) 法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録更新申請手数料 1件 6,400円</p> <p>(3) 政令第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票書換え交付手数料 1件 2,400円</p>

(4) 政令第36条の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録再交付
手数料 1件 4,000円

(4) 政令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録
再交付手数料 1件 4,000円

<議案第 23 号 堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例>

堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年条例第 21 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(浄化槽保守点検業者の遵守事項)	(浄化槽保守点検業者の遵守事項)
第 13 条 浄化槽保守点検業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	第 13 条 浄化槽保守点検業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(新設)	<u>(3) 規則で定めるところにより、その営業所に置く浄化槽管理士に研修を受講させること。</u>
<u>(3) (略)</u>	<u>(4) (略)</u>
<u>(4) (略)</u>	<u>(5) (略)</u>

〈議案第 24 号 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 31 号）新旧対照表

現行	改正後（案）																				
<p>（職員の数等）</p> <p>第 8 条 1～2 （略）</p> <p>3 幼保連携型認定こども園には、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員を置かなければならぬ。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th><th style="text-align: center;">員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満 1 歳未満の園児</td><td style="text-align: center;">おおむね 3 人につき 1 人</td></tr> <tr> <td>満 1 歳以上満 3 歳未満の園児</td><td style="text-align: center;">おおむね 6 人につき 1 人</td></tr> <tr> <td>満 3 歳以上満 4 歳未満の園児</td><td style="text-align: center;">おおむね 20 人につき 1 人</td></tr> <tr> <td>満 4 歳以上の園児</td><td style="text-align: center;">おおむね 30 人につき 1 人</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 18 第 1 項（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 4 第 8 項において準用する場合を含む。）の登録（以下この項において単に「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園</p>	園児の区分	員数	満 1 歳未満の園児	おおむね 3 人につき 1 人	満 1 歳以上満 3 歳未満の園児	おおむね 6 人につき 1 人	満 3 歳以上満 4 歳未満の園児	おおむね 20 人につき 1 人	満 4 歳以上の園児	おおむね 30 人につき 1 人	<p>（職員の数等）</p> <p>第 8 条 1～2 （略）</p> <p>3 幼保連携型認定こども園には、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員を置かなければならぬ。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th><th style="text-align: center;">員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満 1 歳未満の園児</td><td style="text-align: center;">おおむね 3 人につき 1 人</td></tr> <tr> <td>満 1 歳以上満 3 歳未満の園児</td><td style="text-align: center;">おおむね 6 人につき 1 人</td></tr> <tr> <td>満 3 歳以上満 4 歳未満の園児</td><td style="text-align: center;">おおむね 20 人につき 1 人</td></tr> <tr> <td>満 4 歳以上の園児</td><td style="text-align: center;">おおむね 30 人につき 1 人</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 18 第 1 項（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 8 項において準用する場合を含む。）の登録（以下この項において単に「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園</p>	園児の区分	員数	満 1 歳未満の園児	おおむね 3 人につき 1 人	満 1 歳以上満 3 歳未満の園児	おおむね 6 人につき 1 人	満 3 歳以上満 4 歳未満の園児	おおむね 20 人につき 1 人	満 4 歳以上の園児	おおむね 30 人につき 1 人
園児の区分	員数																				
満 1 歳未満の園児	おおむね 3 人につき 1 人																				
満 1 歳以上満 3 歳未満の園児	おおむね 6 人につき 1 人																				
満 3 歳以上満 4 歳未満の園児	おおむね 20 人につき 1 人																				
満 4 歳以上の園児	おおむね 30 人につき 1 人																				
園児の区分	員数																				
満 1 歳未満の園児	おおむね 3 人につき 1 人																				
満 1 歳以上満 3 歳未満の園児	おおむね 6 人につき 1 人																				
満 3 歳以上満 4 歳未満の園児	おおむね 20 人につき 1 人																				
満 4 歳以上の園児	おおむね 30 人につき 1 人																				

<p>の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。</p> <p>2 この表に定める員数は、同表の左欄に掲げる園児の区分ごとに同表の右欄の園児の数に応じ定める数を合算した数とする。</p> <p>3 この表の満3歳以上満4歳未満の園児及び満4歳以上の園児に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。</p> <p>4 園長（法第14条第3項に規定する園長をいう。以下同じ。）が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。</p>	<p>の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。</p> <p>2 この表に定める員数は、同表の左欄に掲げる園児の区分ごとに同表の右欄の園児の数に応じ定める数を合算した数とする。</p> <p>3 この表の満3歳以上満4歳未満の園児及び満4歳以上の園児に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。</p> <p>4 園長（法第14条第3項に規定する園長をいう。以下同じ。）が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。</p>
<p>4～6 (略) (園舎及び園庭)</p> <p>第10条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>2 園舎は、2階建以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第1号、第2号及び第6号の要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって第2号から第8号までの要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設</p>	<p>4～6 (略) (園舎及び園庭)</p> <p>第10条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>2 園舎は、2階建以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第1号、第2号及び第6号の要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって<u>次の全て</u>の要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p>

けることができる。

4 (略)

附 則

1～3 (略)

4 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に係る第8条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、児童福祉法」とあるのは、「又は児童福祉法」と読み替えることができる。

5～11 (略)

4 (略)

附 則

1～3 (略)

4 施行日から起算して10年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に係る第8条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、児童福祉法」とあるのは「又は児童福祉法」と、「かつ、登録」とあるのは「又は登録」と読み替えることができる。

5～11 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定（「5年間」を「10年間」に改める部分に限る。）は、令和2年4月1日から施行する。

＜議案第 26 号 堺市営住宅条例及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例＞

堺市営住宅条例（平成 9 年条例第 30 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（公営住宅の入居者資格）</p> <p>第4条 公営住宅に入居することができる者（第6号にあっては、その<u>同居者</u>を含む。）は、次の各号（高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあっては、第2号から第6号まで）の全ての条件を具備する者でなければならない。</p> <p>（1） 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事實上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。</p> <p>（2）～（6）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（公営住宅の入居予定者の選考）</p> <p>第6条 公営住宅に入居の申込みをした者についての入居予定者の選考は、次に掲げる者について行う。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者</p>	<p>（公営住宅の入居者資格）</p> <p>第4条 公営住宅に入居することができる者（第3号、第5号及び第6号にあっては、その<u>者</u>に係る第1号に規定する特定同居親族等を含む。）は、次の各号（高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあっては、第2号から第6号まで）の全ての条件を具備する者でなければならない。</p> <p>（1）<u>特定同居親族等</u>（現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事實上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）その他親族以外の者で規則で定めるものをいう。以下同じ。）があること。</p> <p>（2）～（6）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（公営住宅の入居予定者の選考）</p> <p>第6条 公営住宅に入居の申込みをした者についての入居予定者の選考は、次に掲げる者について行う。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため<u>特定同居親族等</u>と同居することができない者</p>

(3)～(6) (略)
2・3 (略)
(入居の手続)
第9条 市営住宅の入居予定者として決定された者は、市長の指示する期間内に次に掲げる手続をして入居の承認を受けなければならない。
(1) <u>大阪府の区域内に居住し、若しくは勤務する者又は入居予定者の親族で、独立の生計を営み、かつ、入居予定者と同程度以上の収入のあるもので、市長が適当と認めるものが保証人として連署した請書を提出すること。</u>
(2) (略)
2 (略)
3 <u>市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号に規定する請書に保証人の連署を必要としないこととすることができます。</u>
4 (略)
(同居の承認)
第10条 入居者（店舗又は作業場に係る者を除く。次条及び第14条において同じ。）は、当該市営住宅の入居時における <u>同居の親族</u> 以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。
(公営住宅の使用料の決定)

(3)～(6) (略)
2・3 (略)
(入居の手続)
第9条 市営住宅の入居予定者として決定された者は、市長の指示する期間内に次に掲げる手続をして入居の承認を受けなければならない。
(1) <u>請書を提出すること。</u>
(2) (略)
2 (略)
3 (略)
(同居の承認)
第10条 入居者（店舗又は作業場に係る者を除く。次条及び第14条において同じ。）は、当該市営住宅の入居時における <u>同居者</u> 以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。
(公営住宅の使用料の決定)

第12条 (略)

2 (略)

(改良住宅等の使用料の決定)

第13条 (略)

2 (略)

(収入の申告等)

第14条 (略)

第12条 (略)

2 (略)

3 市長は、公営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者その他の法施行規則第8条で定める者に該当する者に限る。）が第1項ただし書に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者に係る公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の法施行規則第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

(改良住宅等の使用料の決定)

第13条 (略)

2 (略)

3 前条第3項の規定は、改良住宅等の使用料の決定について準用する。この場合において、同項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは、「家賃限度額（近傍同種の住宅の家賃が家賃限度額を超えないときは、近傍同種の住宅の家賃）」と読み替えるものとする。

(収入の申告等)

第14条 (略)

2 前項の規定による収入の申告は、法施行規則第8条に規定する方法によらなければならない。

3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 (略)

(保証金の納付等)

第16条 (略)

2 (略)

3 保証金の額が前項の規定による控除の額に不足するときは、当該不足額を追徴する。

4 (略)

(収入超過者に対する使用料)

第23条 前条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、第12条第1項又は第13条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が当該期間中に市営住宅を退去した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該退去までの間）、毎月、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額を使用料とし

2 前項の規定による収入の申告は、法施行規則第7条に規定する方法によらなければならない。

3 市長は、第1項の規定による収入の申告又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の法施行規則第9条に規定する方法により把握した入居者の収入に係る情報に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 (略)

(保証金の納付等)

第16条 (略)

2 (略)

3 前項ただし書の場合において、入居者は、市長に対し、保証金をもって未納の使用料及び損害賠償金の弁済に充てることを請求することができない。

4 保証金の額が第2項の規定による控除の額に不足するときは、当該不足額を追徴する。

5 (略)

(収入超過者に対する使用料)

第23条 前条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、第12条第1項及び第3項並びに第13条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が当該期間中に市営住宅を退去した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該退去までの間）、毎月、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号

て支払わなければならない。

(1) 公営住宅 収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第2項に定める方法により算出した額

(2) (略)

2 (略)

(高額所得者に対する使用料等)

第26条 第22条第2項の規定により高額所得者として認定された入居者は、第12条第1項及び第23条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が当該期間中に公営住宅を退去した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該退去までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額を使用料として支払わなければならない。

2・3 (略)

(公営住宅建替事業に係る使用料の特例)

第30条 市長は、法第40条第1項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の使用料が従前の公営住宅の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第12条第1項、第23条第1項又は第26条第1項の規定にかかわらず、令第12条に定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の使用料の

に定める額を使用料として支払わなければならない。

(1) 公営住宅 収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第2項又は第3項に規定する方法により算出した額

(2) (略)

2 (略)

(高額所得者に対する使用料等)

第26条 第22条第2項の規定により高額所得者として認定された入居者は、第12条第1項及び第3項並びに第23条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が当該期間中に公営住宅を退去した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該退去までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額を使用料として支払わなければならない。

2・3 (略)

(公営住宅建替事業に係る使用料の特例)

第30条 市長は、法第40条第1項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の使用料が従前の公営住宅の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第12条第1項及び第3項、第23条第1項並びに第26条第1項の規定にかかわらず、令第12条に定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の使用料の

特例)

第31条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅又は改良住宅等に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅又は改良住宅等の使用料が従前の公営住宅の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第12条第1項、第13条第1項、第23条第1項又は第26条第1項の規定にかかわらず、令第12条に定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。

(みなし特定公共賃貸住宅の入居者の資格)

第39条 前条の規定による使用に供される公営住宅又は改良住宅（以下これらを「みなし特定公共賃貸住宅」という。）を使用することができる者は、公営住宅にあっては第4条（第8条第5項において準用する場合を含む。）の、改良住宅にあっては第8条第1項の規定にかかわらず、次の各号の全ての条件を具備する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第6条に定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があるもの

特例)

第31条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅又は改良住宅等に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅又は改良住宅等の使用料が従前の公営住宅の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第12条第1項及び第3項、第13条第1項及び第3項、第23条第1項並びに第26条第1項の規定にかかわらず、令第12条に定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。

(みなし特定公共賃貸住宅の入居者の資格)

第39条 前条の規定による使用に供される公営住宅又は改良住宅（以下これらを「みなし特定公共賃貸住宅」という。）を使用することができる者は、公営住宅にあっては第4条（第8条第5項において準用する場合を含む。）の、改良住宅にあっては第8条第1項の規定にかかわらず、次の各号の全ての条件を具備する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第6条に定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、特定同居親族等があるもの

<p>イ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第7条各号に掲げる者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(みなし特定公共賃貸住宅に係る使用料)</p> <p>第40条 みなし特定公共賃貸住宅の毎月の使用料は、第12条第1項、第13条第1項、第23条第1項及び第26条第1項の規定にかかわらず、当該住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃の額以下で市長が定める額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第41条 みなし特定公共賃貸住宅については、第5条から第7条まで、第9条から第11条まで、第15条から第17条まで、第19条から第21条まで、第28条、第29条、第31条及び第54条から第56条までの規定を準用する。この場合において、第31条中「第12条第1項、第13条第1項、第23条第1項又は第26条第1項」とあるのは、「第40条」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第45条 第42条の規定による使用に供される改良住宅については、第5条から第7条まで、第9条から第11条まで、第15条から第17条まで、第19条から第22条まで、第24条、第25条、第27</p>	<p>イ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第7条各号に掲げる者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(みなし特定公共賃貸住宅に係る使用料)</p> <p>第40条 みなし特定公共賃貸住宅の毎月の使用料は、第12条第1項及び第3項、第13条第1項及び第3項、第23条第1項並びに第26条第1項の規定にかかわらず、当該住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃の額以下で市長が定める額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第41条 みなし特定公共賃貸住宅については、第5条から第7条まで、第9条から第11条まで、第15条から第17条まで、第19条から第21条まで、第28条、第29条、第31条及び第54条から第56条までの規定を準用する。この場合において、第31条中「第12条第1項及び第3項、第13条第1項及び第3項、第23条第1項並びに第26条第1項」とあるのは、「第40条」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第45条 第42条の規定による使用に供される改良住宅については、第5条から第7条まで、第9条から第11条まで、第15条から第17条まで、第19条から第22条まで、第24条、第25条、第27</p>
---	---

条から第29条まで、第31条及び第54条の規定を準用する。この場合において、第31条中「第12条第1項、第13条第1項、第23条第1項又は第26条第1項」とあるのは、「第44条」と読み替えるものとする。

条から第29条まで、第31条及び第54条の規定を準用する。この場合において、第31条中「第12条第1項及び第3項、第13条第1項及び第3項、第23条第1項並びに第26条第1項」とあるのは、「第44条」と読み替えるものとする。

堺市特定優良賃貸住宅管理条例（平成5年条例第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（入居申込者の資格）</p> <p>第7条 住宅の入居の申込みをしようとする者（第4号にあっては、その<u>同居者</u>を含む。）は、次の各号に定める要件を満たす者でなければならぬ。</p> <p>（1）<u>現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。</u>ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（入居手続）</p> <p>第10条 前条の規定により住宅の入居予定者として決定された旨の通知を受けた者は、遅滞なく次に掲げる手続をしなければならない。この場合において、当該通知を受けた日から起算して15日以内にこれらの手続をしないときは、入居の申込みを撤回したものとみなす。</p> <p>（1）<u>市長の定める資格を有する連帯保証人の連署する請書を提出すること。</u></p> <p>（2）・（3）（略）</p>	<p>（入居申込者の資格）</p> <p>第7条 住宅の入居の申込みをしようとする者（第4号にあっては、その者に係る第1号に規定する特定同居親族等を含む。）は、次の各号に定める要件を満たす者でなければならない。</p> <p>（1）<u>特定同居親族等（現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）その他親族以外の者で規則で定めるものをいう。以下同じ。）があること。</u>ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（入居手続）</p> <p>第10条 前条の規定により住宅の入居予定者として決定された旨の通知を受けた者は、遅滞なく次に掲げる手続をしなければならない。この場合において、当該通知を受けた日から起算して15日以内にこれらの手続をしないときは、入居の申込みを撤回したものとみなす。</p> <p>（1）<u>請書を提出すること。</u></p> <p>（2）・（3）（略）</p>

<p>2・3 (略) (保証金)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項ただし書の場合において、保証金の額が未納の使用料、共益費及び賠償金を償うに足らないときは、入居者は、直ちにその不足額を納付しなければならない。</p>	<p>2・3 (略) (保証金)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項ただし書の場合において、入居者は、市長に対し、保証金をもって未納の使用料、共益費及び賠償金の弁済に充てることを請求することができず、かつ、保証金の額が未納の使用料、共益費及び賠償金を償うに足らないときは、入居者は、直ちにその不足額を納付しなければならない。</p>
<p>4・5 (略) (入居権の承継)</p> <p>第27条 入居者が死亡し、又は当該住宅を退去した場合において、当該住宅に同居の許可を受けて居住している親族が引き続き居住しようとするときは、市長は、当該住宅の入居権の承継を許可することができる。ただし、住宅の管理上支障があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(明渡し請求権)</p> <p>第29条 市長は、入居者（第3号、第4号、第6号及び第7号にあっては、<u>その同居者を含む。</u>）が次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対し、期日を指定して、第10条第2項の規定による許可を取り消し、当該住宅の明渡しを請求することができる。</p>	<p>4・5 (略) (入居権の承継)</p> <p>第27条 入居者が死亡し、又は当該住宅を退去した場合において、当該住宅に同居の許可を受けて居住している親族<u>及び親族以外の同居者等</u>が引き続き居住しようとするときは、市長は、当該住宅の入居権の承継を許可することができる。ただし、住宅の管理上支障があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(明渡し請求権)</p> <p>第29条 市長は、入居者（第3号、第4号、第6号及び第7号にあっては、<u>同居の親族及び親族以外の同居者等を含む。</u>）が次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対し、期日を指定して、第10条第2項の規定による許可を取り消し、当該住宅の明渡しを請求することができる。</p>

(1)~(7) (略)

2 · 3 (略)

(1)~(7) (略)

2 · 3 (略)

<議案第 28 号 堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第33号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により水道事業又は下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p> <p>(議会の議決を要する<u>負担附き</u>の寄附の受領等)</p> <p>第7条 水道事業及び下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の条例で定めるものとは、<u>負担附き</u>の寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が20,000,000円以上のもの及び法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が、2,000,000円以上のものとする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業又は下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p> <p>(議会の議決を要する<u>負担付き</u>の寄附の受領等)</p> <p>第7条 水道事業及び下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の条例で定めるものとは、<u>負担付き</u>の寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が20,000,000円以上のもの及び法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が、2,000,000円以上のものとする。</p>

<議案第 31 号 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例>

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）新旧対照表

現行							改正後（案）						
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員							(略)						
125	314,400						125	314,400					
126							126	314,600					
127							127	314,800					
128							128	315,000					

<u>129</u>			<u>129</u>	<u>315, 200</u>
<u>130</u>			<u>130</u>	<u>315, 400</u>
<u>131</u>			<u>131</u>	<u>315, 600</u>
<u>132</u>			<u>132</u>	<u>315, 800</u>
<u>133</u>			<u>133</u>	<u>316, 000</u>
<u>134</u>			<u>134</u>	<u>316, 200</u>
<u>135</u>			<u>135</u>	<u>316, 400</u>
<u>136</u>			<u>136</u>	<u>316, 600</u>
<u>137</u>		(略)	<u>137</u>	<u>316, 800</u>
<u>138</u>			<u>138</u>	<u>317, 000</u>
<u>139</u>			<u>139</u>	<u>317, 200</u>
<u>140</u>			<u>140</u>	<u>317, 400</u>
<u>141</u>			<u>141</u>	<u>317, 600</u>
<u>142</u>			<u>142</u>	<u>317, 800</u>
<u>143</u>			<u>143</u>	<u>318, 000</u>
<u>144</u>			<u>144</u>	<u>318, 200</u>
<u>145</u>			<u>145</u>	<u>318, 400</u>
<u>146</u>			<u>146</u>	<u>318, 600</u>
<u>147</u>			<u>147</u>	<u>318, 800</u>
<u>148</u>			<u>148</u>	<u>319, 000</u>
<u>149</u>			<u>149</u>	<u>319, 200</u>
<u>150</u>			<u>150</u>	<u>319, 400</u>

<u>151</u>			<u>151</u>	319, 600
<u>152</u>			<u>152</u>	319, 800
<u>153</u>		(略)	<u>153</u>	320, 000
<u>154</u>			<u>154</u>	320, 200
<u>155</u>			<u>155</u>	320, 400
<u>156</u>			<u>156</u>	320, 600
<u>157</u>		(略)	<u>157</u>	320, 800
再任用 職員		(略)	再任用 職員	(略)
備考	(略)		備考	(略)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和元年条例第47号）新旧対照表（附則第2項関係）

現行	改正後（案）
<p>(堺市職員及び組織の活性化に関する条例の一部改正)</p> <p>第15条 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第14条中「5段階で」を削る。</p> <p><u>第26条第5項中「堺市職員懲戒等審査会」の次に「（教職員）を加え、「（以下「教職員」という）を「及び非常勤の講師（地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）をいう。以下同じ」に改める。</u></p>	<p>(堺市職員及び組織の活性化に関する条例の一部改正)</p> <p>第15条 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第14条中「5段階で」を削る。</p>

<議案第 55 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例>

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（一般被保険者に係る基礎賦課額）	（一般被保険者に係る基礎賦課額）
第9条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下単に「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る <u>保険料の基礎賦課額</u> （第15条の2の規定により基礎賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。	第9条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下単に「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る <u>基礎賦課額</u> （第15条の2の規定により基礎賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
（1）・（2）（略）	（1）・（2）（略）
（一般被保険者に係る <u>保険料の基礎賦課額</u> ）	（一般被保険者に係る基礎賦課額）
第9条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る <u>保険料の基礎賦課額</u> は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、一般被保険者であるものについて算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。	第9条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る <u>基礎賦課額</u> は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、一般被保険者であるものについて算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。
（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）	（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）
第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る前年の所得について算	第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る前年の所得について算

定した地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同

定した地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同

法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。第15条の2第1項第1号において「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第15条の2第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(退職被保険者等に係る保険料の基礎賦課額)

第11条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る保険料の基礎賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。

法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。第15条の2第1項第1号において「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第15条の2第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第11条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第11条の3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に第11条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(基礎賦課限度額)

第11条の5 第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の2の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の2において同じ。）は、580,000円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第11条の5の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、一般被保険者であるものについて算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第11条の5の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に第11条の5の5第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第11条の3 前条の所得割額は、退職被保険者等の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第11条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(基礎賦課限度額)

第11条の5 第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の2の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条の2において同じ。）は、610,000円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第11条の5の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、一般被保険者であるものについて算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第11条の5の7 前条の所得割額は、退職被保険者等の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第11条の5の5第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第11条の5の10 第11条の5の3又は第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の2において同じ。）は、190,000円を超えることができない。

(介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課総額)

第11条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額（第15条の2第4項の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1)・(2) (略)

(介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額)

第11条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、介護納付金賦課被保険者である者について算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。

(介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第11条の8 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者の前年の所得

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第11条の5の10 第11条の5の3又は第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条の2において同じ。）は、190,000円を超えることができない。

(介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額)

第11条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額（第15条の2第4項の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1)・(2) (略)

(介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額)

第11条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、介護納付金賦課被保険者である者について算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。

(介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第11条の8 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者の前年の所得

に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて得た額とする。

(賦課期日)

第12条 保険料の賦課期日は4月1日とする。

(保険料の減額)

第15条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超えるときは、当該賦課限度額）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数に280,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(賦課期日)

第12条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

(保険料の減額)

第15条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超えるときは、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数に285,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に510,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額
ア・イ (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の2又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の5の10に定める後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、第1項各号イを除き、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の2又は第11条

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に520,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額
ア・イ (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の2又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の5の10に定める後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、第1項各号イを除き、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の2又は第11条

の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に定める介護納付金賦課限度額」と読み替えるものとする。

(保険料の減免)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、又は免除することができる。

(1) 災害等又は世帯収入の減少等により生活が著しく困難となった者

(2) ~ (4) (略)

2 (略)

附 則

(平成31年度以後の保険料の減免の特例)

14 当分の間、平成31年度以後の年度分の保険料の減免に係る第21条第1項第2号の規定の適用については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者（被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係る減額又は免除については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とする。

(平成31年度分の保険料に関する特例)

19 平成31年度分の保険料に係る第11条第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定し、及び同条第3項の規定により通知する

の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に定める介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と読み替えるものとする。

(保険料の減免)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、又は免除することができる。

(1) 災害等又は所得の減少等により生活が著しく困難となった者

(2) ~ (4) (略)

2 (略)

附 則

(令和元年度以後の保険料の減免の特例)

14 当分の間、令和元年度以後の年度分の保険料の減免に係る第21条第1項第2号の規定の適用については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者（被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係る減額又は免除については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とする。

(令和元年度分の保険料に関する特例)

19 令和元年度分の保険料に係る第11条第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定し、及び同条第3項の規定により通知する市

市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「1, 000分の81. 9」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者1人につき21, 357円」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「1世帯につき26, 400円」とする。

20 平成31年度分の保険料については、第11条第2項の規定は、適用しない。

21 平成31年度分の保険料に係る第11条の5の5第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の46. 33に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の31. 41に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」と、同項第3号ア中「市町村標準

町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「1, 000分の81. 9」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者1人につき21, 357円」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「1世帯につき26, 400円」とする。

20 令和元年度分の保険料については、第11条第2項の規定は、適用しない。

21 令和元年度分の保険料に係る第11条の5の5第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の46. 33に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の31. 41に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」と、同項第3号ア中「市町村標準

準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の22.26に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額」とする。

22 平成31年度分の保険料に係る第11条の9第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課総額の100分の45.72に相当する額を前条に規定する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課総額の100分の54.28に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」とする。

保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の22.26に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額」とする。

22 令和元年度分の保険料に係る第11条の9第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課総額の100分の45.72に相当する額を前条に規定する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課総額の100分の54.28に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」とする。

(令和2年度分の保険料に関する特例)

23 令和2年度分の保険料に係る第11条第1項第1号、第2号及び

第3号アの規定の適用については、同項第1号中「法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定し、及び同条第3項の規定により通知する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「1,00分の80.8」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者1人につき22,911円」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「1世帯につき27,118円」とする。

24 令和2年度分の保険料については、第11条第2項の規定は、適用しない。

25 令和2年度分の保険料に係る第11条の5の5第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の46.04に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の31.80に相

当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の22.16に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額」とする。

26 令和2年度分の保険料に係る第11条の9第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の45.04に相当する額を前条に規定する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の54.96に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」とする。

<議案第 57 号 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(時間外勤務等)</p> <p>第7条 任命権者は、公務のための臨時の必要がある場合は、職員に対し、第2条に規定する勤務時間以外の時間又は週休日、休日若しくは代休日において勤務することを命ずることができる。</p> <p>2 前項及び第7条の5に規定するものほか、同項の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>第7条の2～4 (略)</p> <p>(教育職員に係る時間外勤務等の特例)</p> <p>第7条の5 教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する職員のうち学校職員給与条例第5条第10項に規定する教育職員（学校職員給与条例第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員を除く。）に対し、第7条第1項の規定により時間外勤務等を命ずることができる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務 (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務 (3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤 	<p>(時間外勤務等)</p> <p>第7条 任命権者は、公務のための臨時の必要がある場合は、職員に対し、第2条に規定する勤務時間以外の時間又は週休日、休日若しくは代休日において勤務することを命ずることができる。</p> <p>2 前項及び第7条の5に規定するものほか、同項の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>第7条の2～4 (略)</p> <p>(教育職員に係る時間外勤務等の特例)</p> <p>第7条の5 教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する職員のうち学校職員給与条例第5条第10項に規定する教育職員（学校職員給与条例第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員を除く。）に対し、第7条第1項の規定により時間外勤務等を命ずることができる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務 (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務 (3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤

務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）
第2号ハに規定する職員会議に関する業務

(4) 非常災害の場合、幼児、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を
必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

【新設】

務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）
第2号ハに規定する職員会議に関する業務

(4) 非常災害の場合、幼児、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を
必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務
（教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置）

第7条の6 教育委員会は、学校職員給与条例第5条第10項に規定す
る教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の
維持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等
に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定
する指針に基づき、教育委員会規則で定めるところにより、当該教育
職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適
切な管理その他当該教育職員の健康及び福祉の確保を図るために措置
を講ずるものとする。

**令和2年第1回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表**

令和2年2月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-19-0091

